

第4章

住み慣れた地域で
暮らし続ける
ために

第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために

1 地域包括ケアシステムの実現に向けて

(1) 基本理念

広域連合では、第6期・第7期において進めてきました「地域包括ケアシステムの構築・深化」の方向性を引継ぎ、目指すべき高齢社会の姿を現すものとして、次の基本理念を掲げます。

基本理念

住み慣れた地域で 暮らし続けるために

基本目標

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供

これは、全ての人が、住み慣れた地域の中で、暖かい心配りを受けて心豊かに暮らしながら、互いに人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う社会です。

団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年(2025年)に向けて、住まい・医療・介護予防・生活支援が、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが求められています。誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、多様化、複合化する課題に「丸ごと」対応できる包括的な支援体制の確立を目指します。また、この基本理念を実現するため、各基本目標に取組や指標を設定し、進捗管理を行います。

(2) 推進体制

地域包括ケアの推進には、構成する3市1町との連携、各市町が定める高齢福祉計画との一体的な運用が重要です。広域連合では、スケールメリットを活かして介護保険制度を運用し、関係市町と連携・調整し、地域の共通課題の解決を図り、円滑な介護保険事業の運用を目指します。

関係市町は地域課題の把握、高齢福祉施策と介護保険事業を連携しながら、各市町で実施する事業を進め、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

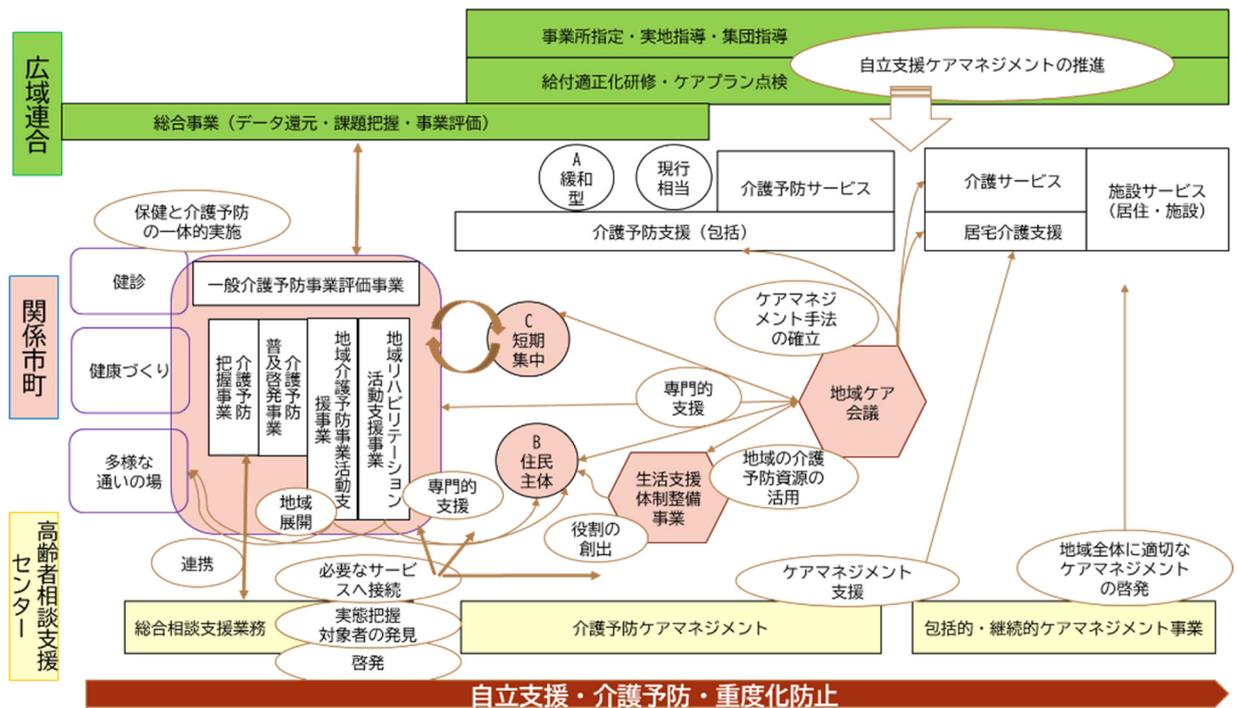


2 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を図るには、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけることが重要です。そのためには、単に機能回復訓練等のアプローチだけでなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいをもって暮らせるよう、生活環境の改善や地域づくりを含めて取り組む必要があります。

高齢者の心身の状態は自立、フレイル、要支援、要介護と連続し、また状態が変わるものであることから、どの段階においても適切な予防や要介護状態の軽減、悪化の防止が適切に図られるよう、関係機関と協力して、総合的な健康づくり、介護予防を推進します。

図表 4-2 ■自立支援・介護予防・重度化防止の取組み



(1) 総合的な自立支援・介護予防・重度化防止の推進

①介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、多様なサービスを創出することで、地域の支え合いの体制づくりの推進が求められます。

広域連合では、従来の介護予防相当サービス及び基準緩和型のサービスAを事業者指定方式で実施しています。

住民主体型のサービスB以降については、関係市町が、その必要性を一般介護予防事業や既存の地域資源を含めて検討し、地域の実情にあわせて実施しています。

要介護者の利用については、要介護度に応じた適正なサービス利用ができることや、利用者本人の意向を前提とし、関係市町と十分な検討を行います。

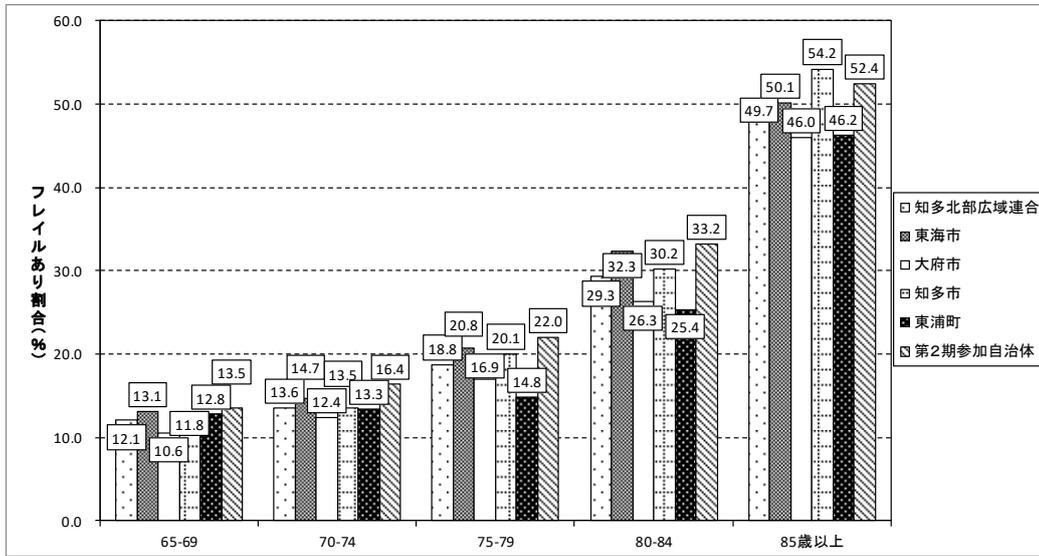
図表 4-2-1-1

	種別	サービス内容	実施方法等
広域連合	訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	事業者指定
		訪問型サービスA	
関係市町	通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	直営・委託・補助・助成
		通所型サービスA	
		訪問型サービスB	
		訪問型サービスC	
		訪問型サービスD	
通所型サービスB			
通所型サービスC			

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象に、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防に取り組んでもらうことを目的としています。介護予防に資する取組は、疾病予防・管理、運動、栄養などの生活習慣の改善、人とのつながりや生きがいづくりなど多岐にわたることから、関係市町が行う健康づくり事業や民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、関係市町が実施します。

図表 4-2-1-2 ■要介護リスク



※第2期参加自治体とは、同時期に同じ内容の調査を行った 18 保険者

出典：健康と暮らしの調査

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防事業は、関係市町が実施する保健事業と連携することで、フレイル（虚弱）状態にある高齢者を適切に把握し、状態に応じて医療や通いの場、生活支援サービスに適切につなぐなど、相互の事業を促進する効果が期待されます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、関係市町の実情にあわせて実施します。

④介護サービス事業者との連携

地域密着型サービス事業所等において、機能訓練・口腔機能・栄養改善の取組が推進されるよう、情報提供や資質向上のための取組を実施します。

⑤保健福祉事業

高齢者の自立支援や重度化防止の取組に応じて国から交付される保険者機能強化推進交付金等を活用し、保健福祉事業支援交付金として、関係市町における高齢者の自立支援や重度化防止の独自の取組を支援します。

〔指標〕 介護予防

	現状値 (第7期)	第8期
フレイルの割合	10.8%	10.4%

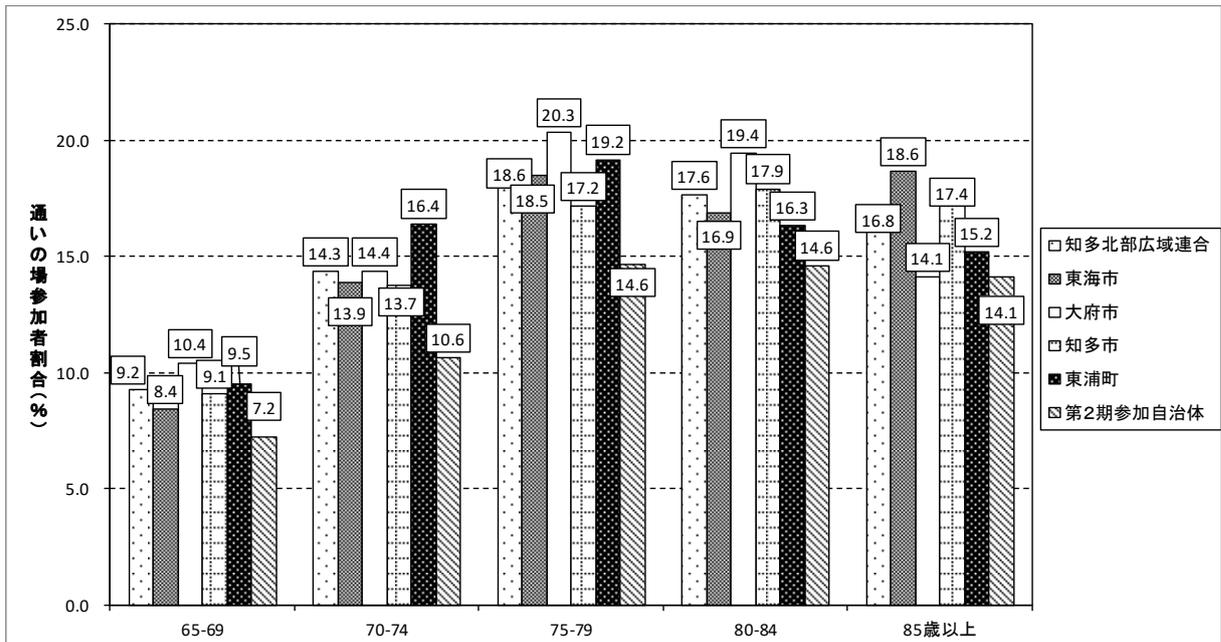
(2) 身近な地域における介護予防の推進

地域介護予防活動支援事業等を活用し、住民主体による通いの場などの活動や、地域活動組織を支援し、介護予防の地域展開を目指します。

生活支援コーディネーターのほか、就労活動支援コーディネーターを配置し、一般介護予防事業等と連携し、高齢者が生きがいや役割を持って地域生活を送れるよう、社会参加の促進に取り組みます。

図表 4-2-2-1

■通いの場参加者割合



出典：健康と暮らしの調査

【指標】 通いの場

	現状値 (第7期)	第8期
通いの場への参加者割合	15.2%	15.5%

(3) 専門職種等を活用した介護予防機能の強化

地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣するなど、地域における住民主体の介護予防活動が継続的に行われるよう支援します。

地域ケア会議において幅広い医療専門職の視点を取り入れながら、セルフケア・自立支援マネジメント手法の確立と活用促進を図ります。

【指標】 地域ケア会議

(回)

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議 開催数 (自立支援型)	39回	57回	57回	57回

(4) 介護予防の効果的・効率的な取組

介護予防・日常生活支援総合事業については、関係市町毎の年度計画を元に進捗状況を管理し、広域連合と関係市町が評価を共有することでPDCAサイクルに沿った取組を進めます。

広域連合は、関係市町間の情報共有を図るとともに、要介護者を含めたサービス利用状況等の分析、情報提供を行うことで、自立から要介護までの総合的な取組の評価を関係市町と協議します。

KDBシステムの活用など、医療・健診・介護情報を含めた一体的な分析、評価については、市町の健康保険担当部署等との連携が必要なことから、関係市町の実情にあわせて実施します。

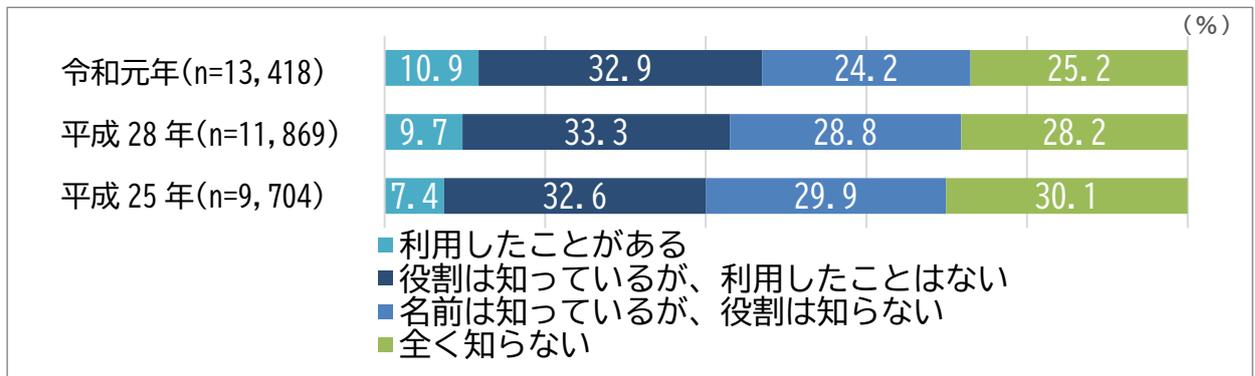


3 基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 高齢者相談支援センターの体制強化

高齢者相談支援センターは、地域に住む被保険者の心身の健康の保持増進および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療・福祉に関するサービスを包括的に支援することを目的に設置した、地域包括システム構築の拠点で、関係市町に1つのセンターを設置しています。

図表 4-3-1 ■ 高齢者相談支援センターの認知度



①相談体制の強化

業務量や日常生活圏域を踏まえて人員配置基準を見直し、計画的な増員により、増加する支援ニーズや課題の複雑化、多様化に対応できる体制を整備します。

予防的介入やアウトリーチを通じて、自らでは相談につながりにくい高齢者に必要な情報、支援が行き届くように努めます。

高齢者相談支援センターに配置した専門職の専門性を活かした継続的な支援ができるよう、更なる職員の資質向上を目指します。

②自立支援に資するケアマネジメントの推進

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員、介護サービス事業者に対する支援を行います。介護予防ケアマネジメント、介護予防支援、地域ケア会議の運営等を通じて、高齢者自らの力や地域資源の活用等、柔軟な手法を用いて課題解決に導く、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を目指します。

③事業評価・点検の実施

高齢者相談支援センターが地域で求められる機能を発揮できるよう、業務の状況の定期的な把握と、計画的な事業運営、事業評価を実施します。

高齢者相談支援センターは自ら業務の自己点検を行い、業務の見直しを実施します。

広域連合は、定期的な業務状況の把握や、事業計画の点検や実績評価を高齢者相談支援センターと共に実施し、業務改善や、センター間の平準化につなげるとともに、把握した業務上の課題を関係市町と共有し、体制整備の推進など必要な措置を講じます。

事業評価、点検結果は公表し、地域包括支援センター運営協議会に諮ることで、公正かつ中立的な高齢者相談支援センターの運営を推進します。

〔指標〕 総合相談

(人)

	現状値 (令和2.年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実人数	7,304人	7,500人	7,700人	7,900人

(2) 在宅医療と介護連携の推進

高齢者が、疾病を抱えても住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けるためには、在宅医療及び介護が円滑に提供されることが不可欠です。そのためには、介護を提供する機関と医師会・歯科医師会・薬剤師会を始めとした医療関係機関が緊密に連携し、地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を共有し、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実する必要があります。

したがって、関係市町において、引き続き関係機関の連携体制の強化を図り、第7期において整備した情報共有ツールの更なる活用を図ります。

また、この連携体制を構築していく上で必要な、地域内の医療・介護サービス資源の把握や情報共有への支援、あるいは地域住民への普及啓発等といった課題については、関係市町それぞれの地域の実情に応じて調整・実施していきます。

〔指標〕 医療・介護関係者の情報共有ツールの活用

(人)

	現状値 (令和2.年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録患者数	628人	740人	850人	960人

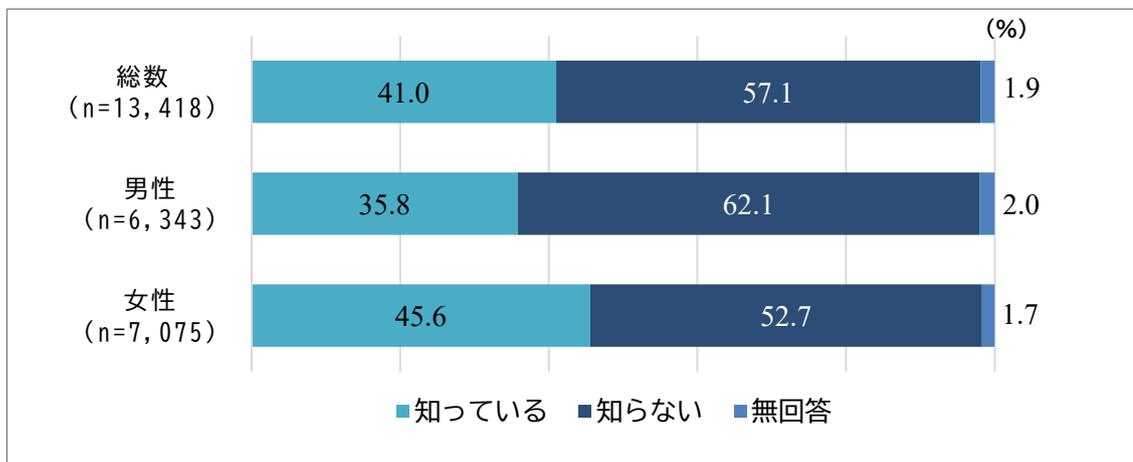
(3) 認知症施策の推進

認知症は誰もがなる可能性があるものです。認知症の発症を遅らせ、認知症になってもその人らしく過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進します。

①普及啓発・相談支援体制の充実

認知症に関する相談窓口を知っている人は、41.0%に留まっています。認知症地域支援推進員や高齢者相談支援センターの普及啓発活動を通じて、相談体制の充実に努めます。

図表 4-3-3-1 ■認知症に関する相談窓口の認知度



出典：健康と暮らしの調査

②予防

運動不足の改善や、生活習慣病の予防、社会参加や役割の保持等、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。一般介護予防事業や健康づくり、多様な通いの場の充実等を通じて、認知症の発症リスクの低減につながる取組を推進します。

③医療、ケア・介護サービス、介護者への支援

認知症初期集中支援チームを中心に、在宅医療・介護連携推進事業や地域ケア会議と連携し、地域における認知症の早期診断・早期対応のための支援体制を充実します。

また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症初期集中支援チームや医療機関、介護サービス事業所等と連携し、認知症ケアパスの作成など、認知症の状態に応じた適切なサービスが受けられる体制を充実するとともに、認知症カフェの普及などにより、認知症の人と家族に対する支援を推進していきます。

広域連合では、地域での生活を支える介護サービスの供給量などを調整、整備するとともに、介護従事者の認知症対応力の向上を支援します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への社会参加支援

認知症の人の視点に立った認知症バリアフリーを推進するため、地域の見守り体制の更なる充実や、認知症高齢者を始めとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業を推進します。本人家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を進めます。

図表 4-3-3 ■認知症の人も地域活動に参加した方が良いという割合



出典：健康と暮らしの調査

【指標】 認知症サポーター

(件)

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成件数	27,600件	30,200件	32,800件	27,600件

(4) 日常生活を支援する基盤整備

後期高齢者や高齢者のみの世帯の増加から、今後一層ニーズの増加が見込まれる、見守り・安否確認、地域のサロン、外出支援、買い物・掃除等の家事支援など、生活支援・介護予防サービスについて、NPO、ボランティア、企業等地域の多様な主体とともに、日常生活上の支援体制を整備します。地域共生社会の理念を念頭に、支える側と支えられる側の役割にとどまらず、高齢者自身を含めた、地域住民が互いに支えあう地域づくりを進めます。

①地域の実情に即した生活課題解決の取組の推進

多様な主体の参画による取組を効果的に進めるための協議体を、関係市町毎に設置し、関係市町の既存のネットワークの活用や、地域福祉計画との整合性を図ります。

また、地域ケア会議や他の地域支援事業と連携することで、身近な地域のニーズに対応できる支援体制を構築します。

②地域資源の活用と多様なサービスの創出

生活支援コーディネーターを中心に、支援ニーズと地域資源のマッチングを推進し、不足するサービスの創出を目指します。

日常生活支援・総合支援事業のサービスB以降については、関係市町が既存の地域資源や独自の生活支援サービスを踏まえて選択し、実情にあわせて整備します。

③高齢者の社会参加

生活支援コーディネーターを中心に、地域における支援の担い手を養成し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、新たに配置する就労的活動支援コーディネーターを中心に、高齢者の希望や特性に応じて活躍できる機会を拡充します。

このような取組を通じて、高齢者自身の健康づくり、介護予防に資することを目指します。

(5) 家族介護者への支援

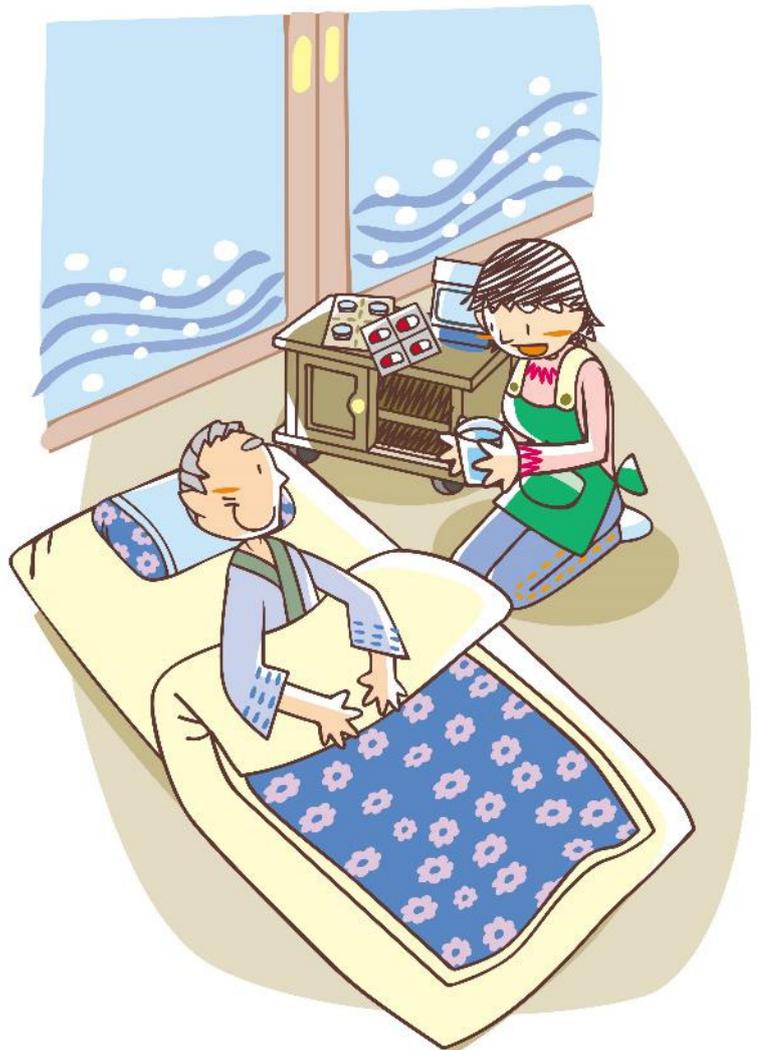
在宅の要介護者が増えていく中で、自宅で介護をする家族介護者も今後ますます増えていくと予想されます。

在宅介護実態調査の結果では、家族介護者等が抱える心身への負担や老老介護の割合が多くなっていることから、家族介護者の心身の負担を軽減する施策を推進します。

また、認知症に対する不安が高いことから、認知症地域支援・ケア向上事業により、家族支援プログラム等を実施し、家族介護者同士の交流や介護知識・技術の習得支援、家族介護者の負担軽減に資するインフォーマルサービス情報の提供など、家族介護者が安心して介護を続けられる環境の整備に努めます。

【指標】 主な介護者が不安を感じる介護 (％)

	現状値 (第7期)	第8期
不安を感じていることは特 にない割合	9.3%	10.3%



4 基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定供給

(1) 介護サービス基盤の整備

基盤整備については、高齢者人口、要介護認定者数、世帯構成の変化などを中長期的に検討し、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう整備を進める必要があります。

在宅介護実態調査の結果では、認知症状への対応が介護者の不安要因となっているように、認知症は発症原因により様々な症状があり、家族介護者の大きな負担となっています。認知症施策推進大綱を見据え、整備を進めます。

①施設整備予定

年度	施設種類	整備規模	場所
令和3年度	グループホーム	1件18人	東浦町
令和4年度	グループホーム	1件18人	東海市

②リハビリテーションサービス提供体制の構築

介護保険制度創設から20年が経過し、わが国における高齢化は加速し、介護では地域包括ケアの確立が、医療では急性期から慢性期、在宅医療や介護まで切れ目のない医療提供体制を構築するため、医療と介護の連携がますます重要になっています。

要介護者に対するリハビリテーションにおいても、要介護（支援）者が必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険のリハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

地域のリハビリテーション提供体制の検討において、リハビリテーションサービス等を通し、高齢者が要介護状態になっても地域・家庭の中で生きがいや役割を持って生活することが出来る地域を目指します。

(2) 介護人材の確保と資質の向上

高齢者が、住み慣れた地域で介護を受けながら暮らし続けるためには、介護サービスを安定的に提供できる基盤が必要です。介護事業所に調査を行ったところ、約57%の事業所が、介護人材が人員基準は満たすがやや不足、もしくは不足、と回答しました。介護の分野で働く人材の確保・定着・育成を行い、介護現場の人手不足を解消するための取組が求められています。

広域連合では、介護分野で働き続けられるための支援や、育成支援を行い、人手不足や離職率の改善を図ります。

〔指標〕 介護人材の確保 (％)

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人材が確保・概ね確保 できている率	53.8%	55.0%	57.0%	60.0%

〔指標〕 人材確保と資質向上に資する研修 (回)

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修の回数	-	2回	2回	2回

(3) 給付適正化

給付適正化事業は、介護予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを提供するよう促す取組です。

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、限られた資源の効率的・効果的な活用により、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

広域連合では、「厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業に定める件（平成20年厚生労働省告示第31号）」に規定されている主要5事業の全てを実施しています。

①要介護認定の適正化

全ての認定調査の内容について、広域連合が点検しています。今後も引き続き全ての認定調査の内容を点検していきます。

また、認定調査員への研修会を通じて、認定調査の平準化に努めます。

②ケアプラン点検の実施

給付適正化システムを導入し、認定情報と給付実績を突合し、認定情報から想定しにくいサービスの利用など、疑義のあるケアプランを中心に抽出し、書面点検の他、電話、事業所訪問による対面指導を行っています。

この点検を通じて、介護支援専門員がケアプラン作成を再確認することで、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践を支援しています。

ケアプラン点検をより効果的に進めるため、自己点検シートにより介護支援専門員の自己チェック及び保険者による評価を行うとともに、ケアプラン点検により得られた事業所や地域のケアプラン作成傾向を分析し、居宅介護支援事業所集団指導などを通じて介護支援専門員と共有します。

③住宅改修等の点検

住宅改修・福祉用具購入・貸与について、利用者の状態に応じて適切な給付となっているか、必要性や利用状況の点検を行っています。

住宅改修については、施工前・施工後の書面点検に加え、改修費が高額なものや、改修規模が大きく複雑であるものを中心に、訪問調査を実施しています。

福祉用具購入・貸与では、軽度者に対する例外給付を中心に、ケアプランを含めて点検するとともに、必要に応じて訪問調査を実施しています。

今後は福祉住環境コーディネーターやリハビリテーション職などの専門職の協力を得ながら、利用者の身体状況に適した適切な利用を推進します。

④医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会から提供される、後期高齢や医療及び国民健康保険などの医療情報と介護保険給付情報をもとに、介護報酬の支払い状況の確認・点検や請求内容の誤り等を点検しています。疑義のある内容について、事業所等へ確認するとともに、必要に応じて医療保険者にも確認を依頼します。

⑤介護給付費通知

介護報酬の請求や費用の給付状況等について、利用者本人が再確認することで、利用者や事業者に対して、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するため、年2回通知を行っています。説明文書などを同封し、内容が理解しやすくなるよう工夫します。

⑥自立支援に資する適切なサービス提供に向けて

介護サービス事業者や介護支援専門員の研修会を実施し、管内事業所における適正化事業への共通理解の促進と資質向上を図ります。

指定事業所の指導監督業務や、苦情・相談業務と情報を共有し、効果的な給付適正化を行います。

地域ケア会議を活用し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。

介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践のため、高齢者相談支援センターや居宅介護支援事業所連絡協議会等と保険者が定期的に課題を共有し、その実現に向けて協働して取組むことを目指します。

〔指標〕 給付適正化

(件)

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修訪問調査件数	54件	60件	62件	65件
福祉用具貸与・購入訪問調査件数	0件	60件	62件	65件
ケアプラン点検数	459件	490件	520件	550件

〔指標〕 給付適正化

(%)

	現状値 (第7期)	第8期
自立支援・重度化防止を常に意識して ケアプランを作成するものの割合	25.5%	30.0%

(4) 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムによるサービス提供では、地域においてそれぞれの生活ニーズにあった住まいが提供されることが前提となります。

広域連合では住み慣れた自宅で生活が継続できるよう住宅改修等の支援を行います。

また、自宅での生活が困難になっても、地域の中での生活が継続できるよう、見守りや生活相談を受けられる高齢者向けの住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）等の確保について、関係機関と連携して取組みます。

①住宅改修支援

要介護者が住み慣れた自宅で生活が継続できるよう、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修を行ったときに、対象となる住宅改修に係る費用のうち20万円の9割相当額（所得により7割又は8割相当額）を上限に保険給付を行います。

②受領委任払いの制度

利用者の利便性を考え、利用者が保険給付費分を除く自己負担分を事業者に支払い、広域連合から保険給付費分を事業者へ直接支払う制度を導入しています。

(5) 災害・感染症への備え

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス感染症が流行し、感染拡大防止の観点から様々な活動自粛が要請され、介護事業の提供に大きな影響を及ぼしました。また、毎年のように地震、台風、局地的な集中豪雨などの自然災害が各地で発生しています。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活を支える命綱であり、継続的な提供が強く求められる一方、利用者はもとより、現場で働く介護従事者を災害や感染リスクから守る必要があります。

広域連合では災害時や感染症発生時の対応について、事業者があらかじめ検討することを促し、事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

また、事業所指定時や実地指導時に、感染防止対策、避難訓練の実施、災害に対する備えを確認し、地域の防災計画等の理解を促します。

〔指標〕事業継続計画（BCP）策定事業所割合

	現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害	36.1%	40.0%	50.0%	60.0%
感染症	35.4%	40.0%	50.0%	60.0%

第5章

介護サービス
の見込みと
保険料

第5章 介護サービスの見込みと保険料

1 サービス別見込量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護（回/年）	39,327	41,152	44,291	45,302	59,311
訪問介護（人/年）	1,591	1,683	1,814	1,853	2,401

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅へ訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身の維持等を図ります。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問入浴介護（回/年）	906	962	1,025	1,043	1,372
訪問入浴介護（人/年）	204	217	230	236	309
介護予防訪問入浴介護（回/年）	8	8	12	12	12
介護予防訪問入浴介護（人/年）	2	2	3	3	3

③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の居宅へ看護師等が訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問看護（回/年）	14,861	15,859	17,115	17,264	22,564
訪問看護（人/年）	1,343	1,433	1,546	1,565	2,039
介護予防訪問看護（回/年）	2,263	2,455	2,615	2,668	3,075
介護予防訪問看護（人/年）	247	268	285	291	335

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の居宅へ訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション（回/年）	1,722	1,811	1,903	1,925	2,507
訪問リハビリテーション（人/年）	146	154	162	163	213
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	705	751	783	811	920
介護予防訪問リハビリテーション（人/年）	67	71	74	77	87

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護者等の居宅へ訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、訪問診療、訪問口腔衛生指導、訪問薬剤管理指導などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅療養管理指導（人/年）	1,748	1,865	2,031	2,086	2,731
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	124	133	141	144	164

⑥通所介護（デイサービス）

日帰りで介護施設に通う要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護（回/年）	28,888	30,381	32,447	33,575	43,481
通所介護（人/年）	2,705	2,845	3,042	3,150	4,070

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設、病院等に通う要介護者等に対し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所リハビリテーション(回/年)	5,672	5,954	6,253	6,518	8,442
通所リハビリテーション(人/年)	683	717	753	785	1,016
介護予防通所リハビリテーション(人/年)	266	275	284	300	345

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所する要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活介護(日/年)	9,366	9,889	10,553	10,338	13,670
短期入所生活介護(人/年)	739	778	830	808	1,060
介護予防短期入所生活介護(日/年)	115	123	133	163	185
介護予防短期入所生活介護(人/年)	15	16	17	21	24

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所する要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護(日/年)	457	482	513	523	679
短期入所療養介護(人/年)	64	68	72	74	95
介護予防短期入所療養介護(日/年)	20	20	30	30	30
介護予防短期入所療養介護(人/年)	2	2	3	3	3

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等が、在宅でできる限り能力に応じ自立した生活を営めるよう福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
福祉用具貸与(人/年)	4,069	4,358	4,520	4,647	6,055
介護予防福祉用具貸与(人/年)	1,278	1,322	1,369	1,425	1,637

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具購入

在宅の要介護者等が、貸与に馴染まない特殊な福祉用具(腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器等)を購入したときに、購入費用を補助します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定福祉用具購入(人/年)	80	82	87	88	117
特定介護予防福祉用具購入(人/年)	23	24	24	26	30

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、居住する住宅について、手すりの取り付け、段差解消等の一定の住宅改修を行ったときに、改修費用を補助します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
住宅改修(人/年)	58	60	62	66	85
介護予防住宅改修(人/年)	20	21	21	23	26

⑬居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が在宅で介護を受ける方の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、これらが確実に提供されるよう介護サービス事業所との連絡調整などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援(人/年)	6,111	6,406	6,715	6,935	8,990
介護予防支援(人/年)	1,531	1,583	1,637	1,722	1,978

(2) 地域密着型サービス

①小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り居宅での生活を継続できるよう支援することを目的とし、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせるサービスを提供します。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護（人/年）	136	143	148	150	201
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）	20	21	21	23	26

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	5	5	5	6	7

③認知症対応型通所介護

デイサービスセンターにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型通所介護（回/年）	1,459	1,543	1,608	1,647	2,145
認知症対応型通所介護（人/年）	143	151	157	163	212
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護（人/年）	0	0	0	0	0

④地域密着型通所介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に提供されるサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型通所介護（回/年）	7,501	7,848	8,215	8,561	11,088
地域密着型通所介護（人/年）	835	873	913	954	1,231

⑤夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するサービスを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護（人/年）	0	0	0	0	0

(3) 施設・居住系サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護状態の入所者に対し、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援などを行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設（人/年）	1,264	1,267	1,270	1,426	1,895

②介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護状態の入所者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人保健施設（人/年）	800	806	810	874	1,171

③介護療養型医療施設

要介護状態の入所者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護療養型医療施設（人/年）	11	11	11	-	-

④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、長期療養生活を送れるように生活施設としての「住まい機能の強化」と「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」等の機能とを兼ね備えた施設です。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護医療院（人/年）	3	4	4	18	23

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症高齢者（要支援2・要介護者）に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を送れるようにします。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護(人/年)	414	437	437	468	609
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	1	3	3	3	3

⑥特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活や機能訓練、療養上の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護（人/年）	455	455	463	506	664
介護予防特定施設入居者生活介護（人/年）	56	62	60	68	78

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/年）	52	55	57	60	80

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	215	217	219	242	320

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、居宅で掃除・洗濯等の日常生活上の支援を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問介護相当サービス(人/年)	5,926	6,143	6,370	7,517	8,145
訪問型サービスA(人/年)	97	103	110	123	239

②通所型サービス

要支援者等に対し、生活機能向上のための機能訓練等を行います。

	計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防通所介護相当サービス(人/年)	13,459	14,052	14,672	17,627	19,781
通所型サービスA(人/年)	555	569	584	671	643



2 介護保険料の見込み

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の介護保険料は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の第8期の介護サービスに要する費用等から設定します。

- ①第8期の介護サービスに要する介護サービス給付費の総額を算定
- ②①のうち第1号被保険者の介護保険料で賄う費用の総額を算定
- ③介護保険料の基準額を算定



(2) 介護サービスに要する費用の見込み

利用人数や利用回数の見込み量等から算出した、今後3年間の介護（予防）サービスの給付費の見込額は次のとおりです。

		【介護給付費の見込み】					(千円)
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度	
居宅サービス							
訪問介護		1,387,848	1,451,993	1,562,209	1,598,382	2,091,745	
訪問入浴介護		131,233	139,396	148,561	151,185	198,717	
訪問看護		785,605	838,335	904,454	911,975	1,192,775	
訪問リハビリテーション		59,616	62,707	65,918	66,632	86,826	
居宅療養管理指導		243,318	259,612	282,964	290,213	380,456	
通所介護		2,803,014	2,946,848	3,150,954	3,253,270	4,229,705	
通所リハビリテーション		550,785	579,126	608,486	632,542	822,514	
短期入所生活介護		950,233	1,004,185	1,071,507	1,050,763	1,390,843	
短期入所療養介護		62,718	66,267	70,488	71,667	93,104	
特定施設入居者生活介護		1,104,747	1,104,899	1,124,302	1,229,215	1,618,818	
福祉用具貸与		670,697	725,099	751,429	767,531	1,007,945	
特定福祉用具購入		25,297	25,927	27,575	27,681	36,963	
住宅改修		72,561	74,983	77,536	82,364	106,072	
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		7,651	7,651	7,651	9,181	10,711	
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護		199,043	210,561	219,931	224,083	291,780	
小規模多機能型居宅介護		342,286	360,399	374,952	376,392	506,730	
認知症対応型共同生活介護		1,235,475	1,303,175	1,303,175	1,396,430	1,818,825	
地域密着型特定施設入居者生活介護		125,001	131,288	136,624	144,159	192,363	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		716,193	723,155	729,789	805,337	1,064,653	
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護		715,641	749,605	785,925	814,593	1,061,330	
居宅介護支援		1,095,688	1,150,089	1,207,125	1,242,081	1,616,123	
施設サービス							
介護老人福祉施設		4,046,936	4,056,640	4,066,345	4,570,609	6,076,002	
介護老人保健施設		2,704,571	2,725,143	2,737,973	2,955,742	3,965,056	
介護療養型医療施設		47,690	47,690	47,690	-	-	
介護医療院		13,231	17,712	17,712	79,811	102,004	
介護給付費計（I）		20,097,078	20,762,485	21,481,275	22,751,838	29,962,060	

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。
(次頁以降も同様)

【予防給付費の見込み】

(千円)

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	790	790	1,185	1,156	1,156
介護予防訪問看護	95,928	104,028	110,816	113,066	130,317
介護予防訪問リハビリテーション	24,117	25,708	26,786	27,749	31,496
介護予防居宅療養管理指導	14,463	15,513	16,446	16,798	19,129
介護予防通所リハビリテーション	115,965	119,880	123,795	130,879	150,898
介護予防短期入所生活介護	7,674	8,188	8,676	10,729	12,269
介護予防短期入所療養介護	2,602	2,602	3,903	3,903	3,903
介護予防特定施設入居者生活介護	58,403	63,996	62,608	69,590	80,342
介護予防福祉用具貸与	94,100	97,351	100,809	104,966	120,688
特定介護予防福祉用具購入	6,523	6,829	6,829	7,384	8,550
介護予防住宅改修	23,279	24,460	24,460	26,765	30,308
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,227	18,234	18,234	19,763	22,784
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,841	8,523	8,523	8,523	8,523
介護予防支援	83,523	86,359	89,305	93,943	107,903
予防給付費計(Ⅱ)	547,435	582,461	602,375	635,214	728,266
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	20,644,513	21,344,946	22,083,650	23,387,052	30,690,326

3 標準給付費、地域支援事業費等の見込み

総給付費に、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の計	令和7年度	令和22年度
総給付費	20,644,513	21,344,946	22,083,650	64,073,109	23,387,052	30,690,326
特定入所者介護（予防）サービス費	629,439	649,535	714,261	1,993,234	701,705	742,522
高額介護（予防）サービス費	585,080	677,890	728,127	1,991,097	723,763	723,763
高額医療合算介護（予防）サービス費	96,664	96,664	96,664	289,992	55,545	69,984
審査支払手数料	12,150	12,224	12,298	36,673	13,172	16,596
合計	21,967,846	22,781,259	23,635,000	68,384,105	24,881,237	32,243,191

地域支援事業費及び保健福祉事業費の見込額については次のとおりです。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費 ア	745,997	770,612	795,498	2,312,107	847,743	911,483
包括的支援事業・任意事業費 イ	583,462	611,104	631,804	1,826,370	560,615	596,933
地域支援事業費見込額 ア＋イ	1,329,459	1,381,716	1,427,302	4,138,477	1,408,358	1,508,416

【介護予防・日常生活支援総合事業費の見込額】

(千円)

区 分	事業費			3年間の計	事業費	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	656,403	678,062	699,772	2,034,237	754,079	824,873
訪問型サービス (現行相当・サービスA分)	127,014	128,252	131,910	387,176	142,347	154,053
通所型サービス (現行相当・サービスA分)	451,963	469,821	483,705	1,405,489	521,168	581,863
訪問型・通所型サービス (関係市町事業分)	18,782	19,410	21,518	59,710	20,694	19,721
高額介護予防サービス費相当	1,357	1,402	1,450	4,209	1,553	2,594
高額医療介護予防サービス費相当	1,871	1,933	1,998	5,802	2,140	3,576
介護予防ケアマネジメント	55,416	57,244	59,191	171,851	66,177	63,066
(2) 一般介護予防事業	88,361	91,276	94,380	274,017	92,222	84,202
(3) 審査支払手数料	1,233	1,274	1,346	3,853	1,442	2,408
介護予防・日常生活支援総合事業費計 ア	745,997	770,612	795,498	2,312,107	847,743	911,483

【介護予防・日常生活支援総合事業費以外の見込額】

(千円)

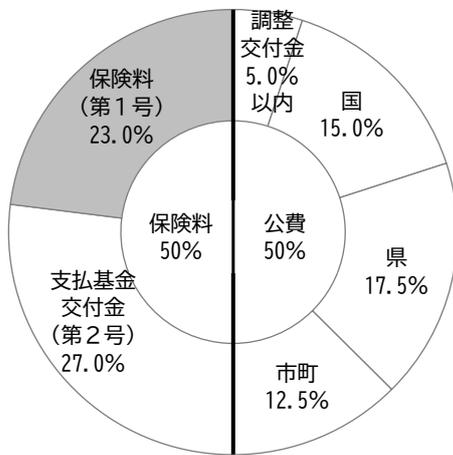
区 分	事業費			3年間の計	事業費	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度	令和22年度
(1) 包括的支援事業	579,835	607,435	628,135	1,815,405	556,708	592,557
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営等)	322,257	349,857	370,557	1,042,671	299,130	334,979
生活支援体制整備事業	132,000	132,000	132,000	396,000	132,000	132,000
認知症総合支援事業	104,388	104,388	104,388	313,164	104,388	104,388
在宅医療・介護連携推進事業	16,102	16,102	16,102	48,306	16,102	16,102
地域ケア会議推進事業	5,088	5,088	5,088	15,264	5,088	5,088
(2) 任意事業	3,627	3,669	3,669	10,965	3,907	4,376
包括的支援事業・任意事業費計 イ	583,462	611,104	631,804	1,826,370	560,615	596,933

4 第1号被保険者の保険料

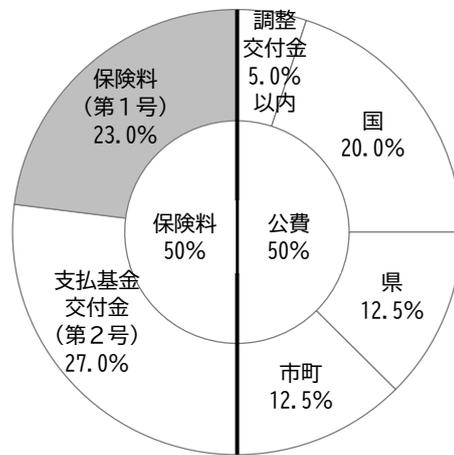
(1) 費用負担の概要

介護保険制度においては、介護保険事業にかかる費用のうち、1割又は2割の利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50.0%を被保険者の保険料、50.0%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23.0%を第1号被保険者、27.0%を第2号被保険者が賄うことになります。

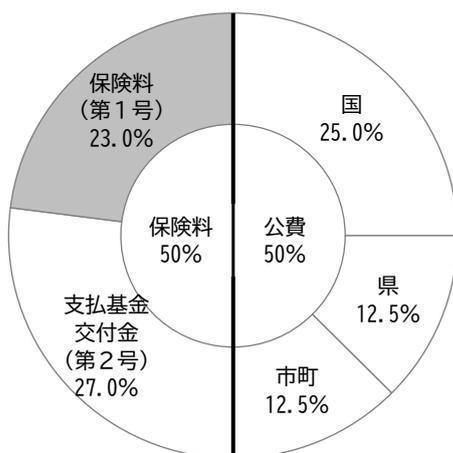
【介護給付費（施設分）】



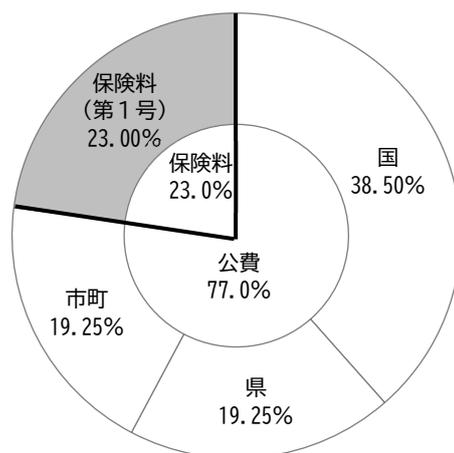
【介護給付費（その他分）】



【地域支援事業（総合事業）】



【地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）】



(2) 保険料基準額の算出

介護保険事業は、広域連合が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービス量等の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても、原則として3年間同額とされています。

介護給付費等の推計を基に算定した保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

(千円)

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計 (A)	72,522,583
第1号被保険者負担分相当額 (B) = (A) × 23.0%	16,680,194
調整交付金相当額 (C)	3,534,811
調整交付金見込額 (D)	1,116,538
介護給付費準備基金取崩額 (E)	1,600,000
市町村特別給付費 (F)	4,186
保険料収納必要額 (G) = (B) + (C) - (D) - (E) + (F)	17,502,653

項目	割合
予定保険料収納率 (H)	99.45%

項目	人数
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	265,071 人

項目	金額
第1号被保険者の保険料基準額（月額） (J) ÷ (G) ÷ (H) ÷ (I) ÷ 12	5,533 円

※調整交付金…保険給付（令和3年（2021年）～令和5年（2023年）までの期間については、介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用も含まれます。）の国庫負担のうち5%とされていますが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されません。広域連合では例年5%未満の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

(3) 所得段階別の保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料については、要介護（要支援）認定者の増加による介護給付費等の増加により、保険料基準額が上昇することとなります。

また、制度改正により、平成27年度（2015年度）からは国が定める標準の所得段階が6段階から9段階に変更になるとともに、保険者の判断により引き続き負担割合や市町村民税課税層の段階区分の設定の変更が可能となりました。

こうした状況を踏まえ、広域連合では第8期介護保険事業計画における段階を13段階に細分化しました。第1段階から第3段階については、公費負担による負担軽減制度を実施し、低所得者の負担軽減を図っています。

【前計画との比較】

平成 30～令和 2 年度

令和 3～5 年度

保険料基準額：5,073 円

保険料基準額：5,533 円

段階	対象者	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.65
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75
第 4 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90
第 5 段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00
第 6 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20
第 7 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	1.30
第 8 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	1.50
第 9 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	1.70
第 10 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.80
第 11 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.90
第 12 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人	1.95

多
段
階
化

段階	対象者	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.45
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.65
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	0.75
第 4 段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90
第 5 段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	1.00
第 6 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20
第 7 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30
第 8 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50
第 9 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1.70
第 10 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.80
第 11 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.90
第 12 段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	1.95
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.00

注 1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注 2) 「その他の合計所得金額」は、注 1) の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

【保険料段階】

段階	対象者要件	保険料額		
		保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.65		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75		
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90		
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00		
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20		
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30		
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50		
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70		
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80		
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90		
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.95		
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00		

※国の定める範囲に該当する段階の方について、公費による保険料軽減が実施される場合は、国の示す軽減割合に従い保険料を軽減します。

